

「産前産後休暇・育児休業取得の促進」  
及び「育児休業取得者の復帰」に関する行動計画

社員がその能力を発揮し、特に女性社員の継続就業者が増えるように出産・復職時における支援に取り組む為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日までの 2 年間
2. 内容

目標 1:産前産後休暇・育児休業の取得促進

<対策>

- 産前産後休暇・育児休業取得に関する事項のパンフレット作成 平成 25 年 4 月 1 日から
- 産前産後休暇・育児休業取得に関する事項の周知 平成 25 年 7 月 1 日から

目標 2:育児休業取得者の復帰率 80%を目指す

<対策>

- 育児休業取得者の復帰後の時短勤務について状況把握 平成 26 年 4 月 1 日から
- 現在の時短勤務についての規定を見直し 平成 26 年 7 月 1 日から